

発表事項

- 1 令和3事業年度事業状況及び決算
 - (1) 審査支払会計及び保健医療情報会計等
 - (2) 財政調整等特別会計（前期高齢者特別会計、後期高齢者医療特別会計等）
- 2 診療報酬等確定状況（令和3年4月診療分～令和4年3月診療分）
- 3 審査状況（令和3年5月審査分～令和4年4月審査分）
- 4 役員選任の認可
- 5 懲戒処分
- 6 在宅審査用のノートPCの導入
- 7 令和4年度委託金の状況**
- 8 令和3年度診療報酬等債権譲渡・差押等処理状況
- 9 特別審査委員会の審査状況（令和3年5月審査分～令和4年4月審査分）
- 10 令和4年5月審査分の特別審査委員会審査状況

令和4年度委託金の状況

委託金の概要

■委託金とは

委託金は、基金法の目的である保険医療機関等に対して診療報酬の迅速・適正な支払に支障が生じないように、保険者から期日までに診療報酬が納入されない場合や災害等により納入できない場合に不足する支払資金に充当するため、基金法の定め及び保険者との契約に基づき、健康保険組合及び共済組合から委託金の預託を受けるもの。

■委託金算出方法

No	項目	方法
①	算出対象月	前年の7月、8月、9月診療分の最高月 ※令和4年度は7月を最高月とした保険者が最も多い
②	請求算定月	①×契約による計算割合（0.15か月）
③	調整対象となる増減	新年度算定額が前年度算定額と比較して、10%以上かつ、五千元以上

令和4年度委託金の状況

	共済組合		健保組合		合計	
	保険者窓口数	委託金額 (千円)	保険者窓口数	委託金額 (千円)	保険者窓口数	委託金額 (千円)
令和2年度 (3年3月末)	131	13,322,262	1,412	45,682,249	1,543	59,004,511
令和3年度 (4年3月末)	131	13,294,324	1,411	45,014,761	1,542	58,309,085
追加請求	59	863,031	531	2,265,781	590	3,128,812
返還 (注)	2	▲17,364	126	▲225,835	128	▲243,199
請求・返還保留	70	-	752	-	822	-
令和4年度 (令和3年度との差)	131 (0)	14,139,991 (845,667)	1,409 (▲2)	47,054,707 (2,039,946)	1,540 (▲2)	61,194,698 (2,885,613)

(注) 前年度委託金と比較して増減率が10%未満の場合又は増減額が5千円未満の場合は、請求・返還を行わずに保留扱いとしている。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により令和2年度の診療報酬等が減少したため、令和3年度委託金は減少（590.0億円→583.1億円）したが、令和3年度の診療報酬等が回復傾向にあったため、令和4年度委託金は28.9億円増加（583.1億円→611.9億円）した。

(参考) 令和4年度委託金の状況

委託金に係る法令等 (抜粋)

○社会保険診療報酬支払基金法

(略)

第三章 業務

第十五条 基金は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 各保険者から、毎月、その保険者が過去三箇月において最高額の費用を要した月の診療報酬の政令で定める月数分に相当する金額の委託を受けること。

(略)

○社会保険診療報酬支払基金法施行令 (政令)

(平成十一年十二月八日)

(政令第三百九十五号)

社会保険診療報酬支払基金法第二十二条の二の規定により地方社会保険事務局長に委任する権限を定める政令をここに公布する。

社会保険診療報酬支払基金法施行令

(平一五政四〇四・改称)

内閣は、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)第二十二条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

社会保険診療報酬支払基金法第十五条第一項第一号の政令で定める月数は、**おおむね百分の十五箇月**とする。

○診療報酬の審査支払に関する契約書

(略)

第3条 基金は、基金法第15条第1項第1号の規定による金額の委託を受けるため、次条に規定する金額を、健康保険組合に請求するものとする。

第4条 基金は、平成22年4月10日までに、前年の7月、8月又は9月のうち、最高額の費用を要した月の診療報酬の**おおむね0.15か月分**に相当する金額(以下「委託金額」という。)を、健康保険組合に対し請求し、同年4月30日までにその支払を受けるものとする。

2 前項の金額で、千円未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 基金は、第1項の規定による委託金額と前年度の委託金額を調整し、その差額の請求又は返還を行う。ただし、その総額に著しい増減がないときは、請求又は返還を行わないで、その旨を、健康保険組合に対し通知するものとする。

(略)

《覚書》

契約書第4条第3項による委託金額の調整は、同条第1項により算定した委託金額が、前年度の委託金額に対し、1割未満の増減のとき、又は1割以上の増減があつて増減額が5千円未満のときは行わないものとする。